区のお知らせ

足立区
足立区千住一丁目50
☎（882）1111
編集・発行／足立区役所
第二庁舎 （889）6161

人口調べ
（昭和52年6月1日現在）

世帯	204,587
人口	622,744
男	315,290
女	307,454

（前月より647人増）

月に一度は話し合い すこやかに育てよう
毎月二十日は「青少年健全育成の日」

昨年の非行少年補導数は、地域の皆さんの活動の成果が現われ、一五%も減少しました。区では、この活動をさらにひろめ、それぞれの家庭が青少年健全育成にむかって前進するワンステップとなるよう、毎月二十日を「青少年健全育成の日」と定めました。夏休みもものすごです。皆さんとともに、もう一度しっかりと青少年問題を見つめなおし、考えてみましょう。

青少年の健全育成は、区政五本柱の一つとして、さまざまな施策を推進しています。いま経済の成長に支えられた物質的な豊さと変動がもたらす価値感の変化・多様化が青少年の上に大きな影響をあたえています。

最近の青少年非行の実態は、足立区青少年問題協議会が区内三警察の協力を得て作成した「昭和五十一年足立区少年補導白書」によりますと、次のような特徴が指摘されています。

▽前年と比べて犯罪少年、触法少年ともに減少傾向を示しています。

▽女子については、シンナー・トルエンの乱用および万引が増加。

▽さらに女子については、法にふれる「ゆがんだ性」が問題となっています。

▽不良行為少年が増加し、飲酒不純異性交遊、不健全娯楽、無断外泊が顕著です。

▽シンナー・トルエンなどの乱用が減少し、覚醒剤乱用がひろがりつつあります。

明日をになう青少年 明るくのびのびと育てよう

非行化の背景

では、このような特徴を示す非行の背景はどこにあるのでしょうか。

少年を非行に走らせる最大の原因は、家庭問題にあるといわれ、統計でも過半数を占めています。なかでも「放任」が約四六%と最も高く、次に「不良交友」があげられています。

これらの直接的とも言えるものに加え、地域環境の悪化がこれを助長すると言えます。具体的に示しますと次のようになります。

—家庭では—

▽放任による親子の対話の欠如

▽しつけ・監督の不十分さ、両親の指導の不一致

▽少年に対する過保護や期待過剰

▽両親の人間関係悪化

▽法や道徳を無視または軽視する家庭環境

—地域では—

▽盛り場地域の存在

▽ポルノ・ピンク映画ポスターのはんらん

▽不良雑誌・週刊誌自動販売機の乱立

▽健全娯楽施設の不足

▽隣人関係の欠如

▽不道徳行為への無関心

—そのほかには—

▽俗悪テレビ番組の存在

▽誤った個人主義のひろまり

このような要素が、あるときは単独で、あるときはからみあって、非行が発生すると言えましょう。

健全育成はみんなの協力

青少年の非行化の実態と、その背景のなかで、どうすれば青少年の健全育成ができるのでしょうか。

健全育成の達成は、個人の力だけでは到底不可能です。家庭の問題でも家族の協力が絶対に必要条件です。この点について白書は次のように強調しています。

「将来をになう青少年が、明るい環境の中で、すこやかに育ってほしいと誰しも願っています。地域運動の盛りあがりは、この気持を素直に行動に移した結果であり、期待が大きいのです。青少年が育ち、生活し、自分を鍛えていく場としての家庭、学校、地域社会が協力し合って健全育成のために全力をつくすことがのぞまれます」

青少年の健全育成は、法律や行政だけでは達成できません。青少年をとりまくすべての人々が力を合わせて進むことが決め手と言えましょう。

家庭や地域で話し合いを

青少年の健全育成は、地道な地域活動が実を結ぶものです。区では毎月二十日を青少年健全育成の日と定めました。これは家庭・地域など青少年をとりまく人びとが、毎月一度自らの生活を振りかえり、青少年の健全育成に対する役割を見つめ、どうあるべきかを考えていただくことを目的としています。

家庭で、地域で、次のようなことを話し合い実行することがのぞまれます。

—家庭では—

▽生活、政治、文化などについて、親子で話し合ってみる。

▽異性との交際や、男女のちがいなどについて話し合ってみる。

▽少年にとって、自分たちが、のぞましい大人」の見本と言えるか夫婦で話し合う。

▽夫婦が、少年への指導、監督にすれがないかを考えてみる。

▽わが子に過保護でないだろうか、身体的、能力的に過大な期待をしていないだろうかを考えてみる。

—地域では—

▽青少年をとりまく不良文化、地域の改善に努力する。

▽地域環境や、青少年教育などについて、立ち話しやミニ集会を活発に行なう。

▽青少年の地域活動・スポーツ活動などに参加し、助言指導などを行なう。

若い芽を育てるために

区では、このような目的を前進させ、そして「青少年健全育成の日」を区民の皆さんに知っていただくため、次の事業を行ないます。

▽毎月二十日には、区の施設にPR用の「たれ幕」をはり出し、皆さんの注意をよびおこします。

▽警察、補導活動にたずさわる方々に、二十日を補導活動強化の日とし、より一層の活動をお願いします。

▽青少年の健全育成、非行化防止をテーマとする論文・作文・ポスターデザイン・写真などを、広く区民の皆さんから応募していただき、青少年健全育成の日を徹底するとともに、有意義なご意見を求めます。

次代をになう若い芽、青少年が明るく良い環境の中で、すこやかに育っていけるよう、区民の皆さんとともにすべての力をかたむけ、健全育成に努力していきましょう。

青少年問題に関する問い合わせは教育委員会青少年係へ。

五十一年分所得税の特別減税のためのお知らせが届きましたら、還付手続きを早目に済ませてください。

すすかげ

ささのはさらさらのきばにゆれる：幼い歌声が窓の外で流れて行きます。

もうすぐ星祭り。子供の頃の竹藪から葉竹を切り出す風情は、見受けることが少なくなりましたが、こうした歌に風習が残されています。天の川、彦星と織姫、美しい物語りが、楽しい想い出となる場所も、今では児童館や保育園に変わっているようです。

さて、私はこのような今に残る行事や、絶えようとしている言い伝えで、子供や孫に語り伝えてきたことがらを区で収集するよう指示しました。人の心のふれあいや、土地への愛着を示す言い伝えなどを、年とともに消してしまうのは惜しいと考えたからです。区にはこのような仕事の分野もあると思うのですが…いかがでしょうか。

足立区長
長谷川久勇

七月十日は投票日
忘れずに投票しよう
都議会議員・参議院議員選挙

七月十日はいよいよ東京都議会議員選挙と参議院議員選挙の投票日です。義理や情実にまどわされずに、わたしたちの大切な一票を、ぜひ生かしたいものです。

投票の日時 七月十日（日）午前七時～午後六時

場所 入場整理券をご覧ください。

引越した場合

都議選には証明書が必要です。東京都内から足立区に、昭和五十二年三月十六日以降転入した方は、足立区の出張所で証明書をもらって前住所の投票所で投票してください。

入場整理券

すでに入場整理券はお手もとに届いている頃ですが、まだ届いていない方は、お手数でも選挙管理委員会までご連絡ください。なお、万一入場整理券がお手もとにない場合でも、選挙権があれば、投票できます。（当日、投票所で再発行もします）

無効になる投票

▽投票用紙のとりちがえ ▽候補者一人の氏名以外に何かを書いたもの ▽だれを書いたのかわからないものなど。

不在者投票

七月十日の投票日当日に、仕事、法事、入院、出産予定などの理由で投票できない方は、七月九日午後五時までに不在者投票をしましょう。時間は、午前八時三十分から午後五時（土、日曜も同じ）までです。

郵便投票

郵便投票用紙の請求は、あす七月六日午後五時が締切です。まだの方はお早めに請求してください。

また、投票は七月十日までに必ず選挙管理委員会に着くよう郵送で送り返してください。

選挙公報

朝日・サンケイ・東京・日本経済・毎日・読売の各新聞に折込みました。また、区内の駅や公共施設にも選挙公報を置いてあります。新聞未購読の方や、お手もとに届いていない場合は、お手数ですがもよりの施設などでお受けとりください。

くわしくは選挙管理委員会へ。

家族ぐるみでご参加ください
「家庭の日」パレード

区では、毎月第三日曜日を「家庭の日」と定め、一日家族全員の交流を深め、ともに話し合う全区民運動を展開しています。

これは、青少年の健全育成をはかるためには、まず明るい家庭、親と子のあたたかい交流が必要であるということから、昭和四十一年六月、足立区青少年問題協議会で「家庭の日」の設置を決議したものです。

青少年における非行への背景は「好奇心」「でき心」「悪友の影響」等が多く、特に家庭における親の無関心が子どもの成長に悪い影響をあたえています。

区では、月にせめて一度ぐらいは、親と子の交流を深める日をもち、家族で楽しく一日を過ごすことにより青少年がすこやかに成長する一助になることを願い「家庭の日」を設置しました。

この「家庭の日」設置を記念して、左記によりパレードを行ないます。家中で参加して、一日を楽しくおすごしください。

日時 七月二十一日（木）午前九時三十分

場所 弥生小～五反野小（予定）

問い合わせ 教育委員会青少年係

おたがいが手をつなぎ
「社会を明るくする運動」

皆さんは、左のデザインのバッジを見たことがありますか。これは、「社会を明るくする運動」のシンボルマークです。太陽に向かって咲くひまわりのように、社会が明るく強く成長してほしいとの願いがこめられています。

この七月いっぱい、犯罪のない明るい社会の建設をめざして「第二十七回社会を明るくする運動」が展開されています。この運動はすべての国民が、犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、協力して犯罪のない明るい社会を築こうとする運動です。当区でも保護司、更生保護婦人会員、BBS会員をはじめ、多くの人々がこの目的のために活動しています。おたがいが手をつなぎ、健康で明るい社会をつくりましょう。

くわしくは区役所相談係へ。

事故が増えています

歩行者のことも考えよう

自転車利用の方が増え続けている中で、交通事故もますます、増加しています。

自転車は手軽に利用出来る交通用具ですが、法律上は自動車の部類に入っています。あなたは、どれだけ交通法規を守っているでしょうか。

例をあげれば、信号のない交差点や見通しの悪い曲り角で、いったん停止をして安全を確かめていますか。また、二人乗りや三人乗りはしていませんか。

特に子供の二人乗りは最も危険ですので、お母さん方のご注意が大切です。

交通事故は、交差点付近で多く発生しています。左折車の後輪でひかれる場合が特に多く、また乱雑に放置されている自転車でケガをしたりする事故も増えています。また、歩行者専用道路で、自転車を飛ばす人がいますが、これは大変危険ですので絶対にしないようにしてください。

歩行者をはじめ、自転車利用者、車を運転する人は、正しい交通ルールを守り、お互いにゆずり合いの気持をもって、区内から交通事故をなくしていくよう努めましょう。

あなたの自転車に必ずカギを

自転車置場や駅前に放置されている自転車の盗難が増えています。自転車を利用している方は、次のことを忘れず心がけましょう。

▽カギは、前輪後輪とも必ずかけること

▽住所、氏名を書き入れること

▽防犯登録をすること

七月二十五日は、足立区特別交通安全日です。

自転車利用の方へお願い

駅前広場は、町のいわば玄関です。きれいであるべきはずの玄関口が、最近は自転車の洪水で皆さんに迷惑をかけています。

区では、駅付近に自転車置場を設置していますが、増え続ける自転車需要には、とても追いつきません。自転車を置くには一台あたり一平方㍍の土地が必要です。しかし、駅の近くにはすでに置場用地がありません。たとえあったとしても、一平方㍍が五十万も百万円もするのですから、区の財政ではとても負担できません。鉄道や周辺スーパーなどに、努めて用地の提供をお願いしていますが、それにも限度があります。

先日、調査したところ、自転車利用者の約半分以上の方が、徒歩で約十分位の人たちでした。身体の不自由な方や遠距離からの利用者はともかくとして、歩いて行ける範囲にお住まいの方は、自転車利用の自粛をしていただき、ぜひ徒歩で通勤・通学をしてください。

自転車に関する問い合わせは区役所交通安全係へどうぞ。

自転車利用にご用心

ご家族でご参加を

区民水泳競技大会

日時　八月十四日（日）午前九時三十分（雨天決行）

競技種目　別表のとおり（競技方法はタイムレースです）

申込方法　所定の用紙（体育課にあります）または、ハガキに住所、氏名、年齢、電話番号、出場種目、距離、職業または学校名、学年を記入のうえ、教育委員会体育課（千住一―五〇）へ。

申込締切　七月三十日（土）必着

※一般、高校生は一人二種目まで。小、中学生については、各校一種目三名以内（一人一種目）です。ただし、リレー、メドレーリレーは除きます。

区民水泳大会競技種目

種目＼区分	一般 男子 一般	一般 男子 成26～35歳	一般 男子 社36～45年A	一般 男子 社46年B以上	一般 女子	高校 男子	高校 女子	中学 男子	中学 女子	小学 男子	小学 女子
背泳	50m	50m				100m	50m	100m	50m	50m	50m
自由形	50m	50m	50m	25m	25m		50m			50m	50m
	100m					100m		100m	100m		
	200m					200m		200m			
平泳	50m	50m	50m		25m		50m			50m	50m
	100m					100m		100m	100m		
バタフライ	50m					100m	50m	100m	50m	50m	50m
個人メドレー						200m		200m	100m		
リレー	200m					400m	200m	400m	200m	200m	100m
メドレーリレー	200m					400m		200m	200m	100m	100m
ファミリーリレー	距離100m										

ファミリーリレー

競技方法　親と子または、親戚関係者四名で一チームを構成し百メートルを競泳する。ただし、十六歳以上は二名までです。

申込方法　ハガキに出場者の氏名、年齢、続柄、電話番号を記入のうえ、教育委員会体育課へ。

地域スポーツ教室

対象　原則として本木、関原、興野、扇の地域にお住まいの十六歳以上の方（高校生除く）

会場　区立第六中学校

種目と実施予定　▽バレーボール　七月十四日から毎週木曜日午後六時～八時三十分▽バドミントン　七月十六日から毎週土曜日午後六時～八時三十分▽卓球　七月十七日から毎週日曜午前十一時～午後一時

申込み　当日会場で受付けます（定員は各五十名）

問い合わせ先　教育委員会体育課

ラジオ体操指導者養成講習会

日時　七月七日（木）・八日（金）午後六時三十分～八時三十分

場所　足立区体育館

受講料　五百円

申込・問い合わせ先　ラジオ体操会理事長　大原正雄　☎八八七―〇三二九

区外通園の方はお早めに

私立幼稚園児の父兄へ補助金がでます

区では、毎年私立幼稚園や幼稚園類似施設（保育所は該当しません）に幼児を通園させている父兄（保護者）に、補助金を支給しています。

今回は、補助金月額五歳児三千円、四歳児二千五百円の前期分（四月から九月までの六か月分）を支給します。

なお、各幼稚園は七月下旬から八月末まで夏休みに入るため、区外の私立幼稚園や幼稚園類似施設へ通園している幼児をお持ちの父兄の方は、区に申請する手続きが遅れることも考えられますので次の証明書類を用意してください。

▽園児在籍証明書（生年月日の記入のあるもの）

▽保育料納入証明書または領収書（補助金を九月分まで支給しますので保育料も九月まで納入したものが必要です。）

▽受付予定期限　九月六日（火）

なお、区内の私立幼稚園および幼稚園類似施設（区の補助金基準に該当した園で、保育所は該当しません）に在籍している父兄の方については、幼稚園で一括して区へ申請しますので、幼稚園からの連絡をお待ちください。

問い合わせは、教育委員会学務課幼児教育担当へどうぞ。

資料を提供してください

足立区教育百年のあゆみ

教育委員会では、今年から三年計画で、学校教育、社会教育、教育行政の三分野について「足立区教育百年のあゆみ」を編さんする予定です。

つきましては、皆さんのお手元に、教育の歴史を語る資料がありましたら、ぜひご連絡、ご協力ください。

問い合わせ先　区教育史編纂室（教育センター内　☎八五〇―八八〇一）

早速ご協力が

足立区史拾遺集（仮称）

親から子へ、子から孫へ語り伝えられた足立の今昔を書き残す足立区史拾遺集（仮称）の計画を前号でお知らせしました。

早速次のようなご協力をいただきましたのでご紹介します。

図書寄贈

▽江北村の今と昔を語る（上・続・別冊）…矢萩三保三氏

▽わが町の昔を語る…高梨輝憲氏

お手紙

▽綾瀬川の今昔…伊藤吉治氏

※ありがとうございました。広報課では、皆さんのご協力をお待ちしています。

みんなの豆知識

土地区画整理のおはなし

現在区内には十四の土地区画整理組合があり、事業を進めています。

この組合がどんな役割をし、私たちの生活にどう関係しているか、ご紹介しましょう。

まず二、三十年前の足立区特に荒川から北の姿を思い出してみてください。

見渡すかぎり、青々とした田園地帯がひろがり、その間を農道と農業用水が、くねくねと縦横に走っています。こうした地区に都市化の波が押し寄せ、宅地開発が始まりました。区の財政難もあって、道路や公園の拡張がないまま、無秩序な開発が行なわれ後からの施設充実は、多くの時間と、費用を必要とすることになるでしょう。

このような町にしないために地元の方々が相談して、環境の整備された住みよい町づくりをするのが、「土地区画整理組合」の目的です。

では、目的を達成して解散することになった下谷中土地区画整理を例にみてみましょう。

下谷中地区は、昔は長左衛門新田といわれた農地でした。都市開発が盛んになった昭和四十三年に組合を設立し満九年の歳月を費やして新しい町づくりに成功したのです。

区画整理前は、道路、水路などの公共用地は四・九％にすぎませんでしたが、整理後は、公園用地だけでも六％、公共用地全体では二九・八六％になりました。

こうした用地は、減歩といって、組合が無償で区に提供するのです。もし区に提供していただいた土地がなく、全部を区が買収したとすれば、この地域の開発は大きく遅れたことでしょう。

いま稲荷神社に建てられた事業完成記念碑が「愛郷の碑」と命名されていることが、区画整理事業の心を端的にあらわしているといえるのです。

こうして一つの地域の環境が良くなることが、区全体の環境が良くなることにつながり、ひいては明るく住みよい足立をつくることにつながるのです。

自分たちの町を、自分たちの手で、住みよい町にするために土地区画整理事業は、区民に実に大きな貢献をしているのです。

みんなで踊ろう

区民納涼大会

第一回区民納涼大会を、次のように開催します。皆さんおさそい合わせのうえおいでください。

日時・場所　七月三十日（土）・三十一日（日）…元渕江公園

八月六日（土）・七日（日）…荒川河川敷

時間は、いずれも午後六時～九時。（雨天順延）

催し物　阿波踊り・盆踊りコンクール・盆踊り

※参加は自由です。

問い合わせ先　区役所経済課内足立区観光協会事務局

踊りを通して新しい連帯が

心身障害児の方へ

就学相談

昭和五十三年四月に小学校へ入学する児童で、心身に何らかの障害のあるお子さんの就学相談を受付けます。

この相談は、「すべての児童に教育を保障」しようとするもので、特に心身に障害のある児童に適切な教育を積極的に行なうための措置です。

それぞれのお子さんについての相談内容に応じ、可能な限りの教育的・医学的な検討が加えられ最も適切と思われる措置がなされます。

この就学相談は、原則として年間を通じて行なっていますが出来るだけ、次の全都いっせいの集中相談申込み期間にお申込みくださるようご協力ください。

対象　▽区内在住の心身に何らかの障害のある児童で、昭和五十三年四月に小学校入学の児童　▽現在、就学猶予などの措置を受けている児童　▽現在、小学校六年生で、来年四月に都立盲・ろう学校または養護学校の中等部を希望する生徒　▽その他、小中学校に在籍する児童・生徒で心身障害の状態の変化により、都・区立のいずれかの学校へ転学を希望する方

申込期間　七月十五日（金）～八月二十五日（木）

申込・問い合わせ先　区教育相談室（竹の塚二丁目二五―二一　☎八五〇―八八〇一）

犬の登録と予防注射を

犬を飼っている方は、犬の登録（年一回）と予防注射（春秋の年二回）を行なわなければなりません。

足立、千住両保健所では、まだ登録と予防接種を済ませていない飼い主の方へ、七月十五日頃までに通知をさしあげますので、至急手続きをしてください。

なお飼い犬が死亡または、失踪して現在犬を飼っていない方は区役所または出張所で廃犬の手続きをしてください。なお、登録は、区役所衛生係またはお近くの出張所へどうぞ。登録料は三百円です。

予防注射　もよりの開業獣医師をご利用ください。

済票交付　注射済証明書をお持ちのうえ保健所へ。手数料は六十円です。

問い合わせ先　お近くの保健所または区役所衛生係

区展開催中

ご覧ください

「第十一回足立区展」が七月六日から三十一日まで開催されます。ぜひご覧ください。

少年の部

▽書道展　七月六日（水）～九日（土）

▽洋画・彫塑展　七月十二日（火）～十六日（土）

会場　教育センター

開催時間　いずれも午前九時～午後五時

一般の部

▽洋画・彫塑展　七月二十一日（木）～二十四日（日）

▽書道展　四月二十八日（木）～三十一日（日）

会場　産業振興館

開催時間　平日・土曜日は午前九時～午後六時　日曜日は午前九時～午後五時

くわしくは、教育委員会文化係へお問い合わせください。

日	曜	行事・催し物
5	火	
6	水	老人映画会（中部センター　10時30分・1時30分） 七夕まつり（西部センター　2時30分）
7	木	法律相談（区民相談室　1時～4時） 献血（鹿浜小学校　10時～3時）
8	金	税務相談（区民相談室　1時～4時） 行政相談（区民相談室　1時～4時）
9	土	子供映画会（中部センター　1時30分）安売りデー（豚肉） 七夕のつどい（西伊興児童館）
⑩	日	子供映画会（いりや児童館　1時30分）
11	月	**7月は愛の血液助け合い運動月間です**
12	火	老人健康相談 （千住センター・中部センター・西部センター　1時30分）
13	水	
14	木	法律相談（区民相談室　1時～4時）
15	金	税務相談（区民相談室　1時～4時）安売りデー（水産物）
16	土	子供映画会（中部センター　1時30分　花畑センター・西部センター　2時30分） 老人映画会（千住あずま老人館　1時）映画の夕べ（教育センター　6時）
⑰	日	第三日曜日は家庭の日（親子で話し合いましょう） 各センターの休館日
18	月	開館しています（センター・図書館・児童館・老人館）
19	火	
20	水	法律相談（第二庁舎　1時～4時）安売りデー（青果物） 献血（竹の塚駅東口　10時～3時）**青少年健全育成の日**
21	木	法律相談（区民相談室　1時～4時）
22	金	税務相談（区民相談室　1時～4時）
23	土	安売りデー（豚肉）
㉔	日	―― タバコは区内で買いましょう ――
25	月	足立区特別交通安全日
26	火	高齢者職業相談（区民相談室　10時～3時） 献血（本庁舎　10時～3時）
27	水	
28	木	法律相談（区民相談室　1時～4時） 献血（花畑センター　10時～3時）
29	金	税務相談（区民相談室　1時～4時）
30	土	子供映画会（中部センター10時30分・1時30分　千住センター　1時30分　いりや児童館　2時）　献血（北千住駅西口　10時～3時）
㉛	日	**区民カレンダー（7月5日～8月4日）**
1	月	
2	火	
3	水	
4	木	法律相談（区民相談室　1時～4時）

よりよい暮らしのために
福祉事業を充実
福祉タクシー制度も発足

福祉タクシーのご利用を

車イスを使用している方のために、福祉タクシー制度が発足しました。どうぞご利用ください。

▽対象　下肢・体幹機能障害三級以上の方　▽利用できるタクシー「ちょうちん」マークをつけた個人タクシー　▽利用券の交付　一人につき月四枚まで一枚につき三百三十円が補助されます。▽申請に必要なもの　印鑑・身体障害者手帳・住所が確認できる証明書　▽申込・問い合わせ先　区役所援護係

お貸しします　福祉電話

資格要件　日常生活に電話が必要で次のすべてに該当する世帯　▽区内に住所があること　▽障害者が現に在宅していること　▽現在電話がないこと　▽障害の程度が身障者手帳一級または愛の手帳一度の方、およびこれに準ずる重度の障害を有する方がいる世帯　▽生活保護を受けているか住民税が均等割以下であること。

申請に必要なもの　▽世帯全員の住民票の写し　▽身障者手帳、愛の手帳または診断書　▽印かん

電話料金　基本料と通話料（一か月六十通話まで）を区で負担します。

申込・問い合わせ先　区役所援護係

家事援助者を派遣

対象　身体障害者手帳一・二級愛の手帳一～三度、脳性マヒ進行性筋萎縮症、及びこれらと同程度以上の障害を有し、日常生活上の介護が必要である方のいるご家庭で、障害者の一時的疾病等により、日常生活が著しく妨げられる世帯（ただし、福祉事務所から家庭奉仕員が派遣されている世帯は除く）

内容　食事、洗濯、掃除、身のまわりのお世話など

申請に必要なもの　印かん、身障手帳、愛の手帳、診断書等

申請・問い合わせ先　区役所援護係

お産の費用にお困りの方へ

各福祉事務所では、児童福祉法に基づいて、入院助産施設の利用などの相談受付けを行なっています。

これは、妊産婦が入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的にその費用の全額または一部を支払うことが困難な家庭のための制度です。次のすべてにあてはまるご家庭は、入院助産制度を受けることができます。

▽足立区に住んでいること

▽前年分の所得税が九千六百円以下であること

▽妊娠七カ月以上であること

申請に必要なもの

▽前年分の所得税額のわかるもの（課税証明書、源泉徴収票、納税通知書のいずれか）

▽前年度特別区民税のわかるもの（課税証明書、特別徴収通知書、納入通知書のいずれか）

▽健康保険証

▽母子手帳

▽印かん

くわしくは、あなたの住所地を管轄する福祉事務所へ。

回答は出しましたか　敬老入浴券アンケート

区では、毎年四月一日現在で七十才以上（明治四十年四月二日以前生まれ）の方に、敬老入浴券を贈呈しています。

今年は、七月下旬頃入浴券を希望する方のみに贈呈する予定ですので、まだ敬老入浴券アンケート（往復ハガキ）に回答していない方は、七月十日までに記入のうえ、ご返送ください。

アンケートには、あなたの住所、氏名を記入して、該当する数字を○で囲んでください。

なお対象者で、まだアンケートハガキの届いていない方は区役所老人福祉係へご連絡ください。

問い合わせ先　区役所老人福祉係

納め忘れていませんか　国民年金保険料

保険料を納め忘れたままにしておきますと、将来、年金を受給する時に、不利になるばかりでなく、年金を受給出来なくなることもあります。まだ納めていない方は、すぐにお納めください。

また、昭和五十年四月・五月・六月分の保険料は、八月一日を過きると、納めることが出来なくなりますので、ご注意ください。

なお、納付書がお手元にない方は、再発行しますので、区役所国民年金課検認係までご連絡ください。

問い合わせ先　区役所国民年金課

申告所得税第一期分の納期限は、八月一日（月）です。

九月入園の保育園児募集

六月に開園した大谷田第一・第二保育園の第二次園児募集を次の要領で行ないます。

入園を希望される方は、お申込みください。

申込期間　七月七日（木）から七月十五日（金）

申込場所　あなたのお住まいを管轄する福祉事務所へ。

申込みに必要なもの

▽昭和五十一年度特別区民税額のわかるもの（課税証明書、特別徴収税額通知書、納入通知書のいずれか）

▽昭和五十一年分所得税額のわかるもの（納税証明書、源泉徴収票、納税通知書のいずれか）

▽昭和五十一年度固定資産税額のわかるもの（土地・家屋をお持ちの方のみ）

▽印かん

定員　各六十名

問い合わせ先　もよりの福祉事務所へどうぞ。

下水道に関する問い合わせは、北部第一管理事務所小菅支所（☎六〇二―八八二二）へどうぞ。

センターだより

▽**開館一周年まつり**

日時　七月二十日（水）～二十二日（金）午前十時

場所・問い合わせ先　いりや老人館（☎八五五―一〇五〇）

▽**子どもえんにち**

日時　七月二十三日（土）午後一時

内容　掘り出し市・射的コーナー・喫茶店など（無料）

場所・問い合わせ先　いりや児童館（☎八五五―一〇五〇）

▽**おばけやしき**

日時　七月二十三日（土）午前十時

定員　先着五百名（無料）

場所・申込先　中部区民センター（☎八八九―四六六一）

▽**夏休み卓球大会**

日時　七月三十日（土）午前

定員　先着四十名（無料）

九時三十分

定員　小、中学生それぞれ先着三十二名（無料）

場所・申込先　中部センター（☎八八九―四六六一）

申込みは、七月二十日から。

▽**老人将棋大会**

日時　七月七日（木）午前十時三十分

定員　先着四十名（無料）

場所・申込先　千住センター（☎八八二―二七六五）申込受付中です。

▽**児童図書の貸出し**

貸出日　七月九日（土）午後三時から（無料）

場所・問い合わせ先　本木東児童館（☎八四九―三〇〇五）

▽**夏の飲物講習会**

日時　七月七日（木）午後一時三十分

定員　先着三十名（無料）

場所・申込先　花畑センター（☎八五〇―二六一七）申込受付中です。

▽**老人ペーパーフラワー教室**

日時　七月十九日（火）午前十時

定員　先着二十名（無料）

場所・申込先　千住センター（☎八八二―二七六五）

消費者問題の調査研究グループ募集

区では次の要領で消費生活問題の調査・研究グループを募集します。これは、それぞれのテーマについて、消費者の皆さんに調査・研究していただくことで、消費生活に対する関心と知識を高め、消費者のグループ化、組織化を図っていこうとするものです。

対象　区内の主婦を中心とした消費者グループ

内容　区から示されたテーマについて、年二回グループで調査・研究を行ない、その結果をレポートで報告していただきます。

応募資格　同一出張所管内に住む消費者五名程度でグループを構成し、グループで申込むこと。

期間　一グループ三年間

募集グループ数　八グループ

申込み　所定の用紙（出張所・区役所経済課・消費者センター窓口）に記入のうえ、七月十二日までに、消費者センター（千住仲町三番地　☎八七〇―一三九一）へ。

（採用は原則として先着順）

七・八月の区立図書館の休館日

休館日…七月四・十一・十四・十七・二十五日・八月一・八・十四・十五・二十一・二十九日

同和問題の理解のために

同対審答申と特別措置法⑥

答申はさらに「同和問題とは、日本の歴史的発展過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が、経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに近代社会の原理として、何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」と続けています。

徳川時代、権力者がその座を安泰に保ちつづけるため、同じ日本人である民衆を分裂させ支配していく手段として作った差別身分制度としての部落差別は、明治以後においても時の権力が国民支配のしくみとして利用し、温存し、再生産してきたことによって、現代社会においてもなお生きつづけているのです。

◎同和問題に関する問い合わせは、区役所同和対策担当へ。

掲示板

団体受付します　プラネタリウム

投映期間　七月二十六日～八月二十六日の毎週火・金曜日午後一時三十分・三時

対象　区内の町会自治会、子供会、PTA等（ただし、三十名以上）

入場料　十六歳以上の方…八十円　十六歳未満の方…無料

場所　教育センター

申込・問い合わせ先　教育センター（☎八五〇―八八〇一）申込受付は、七月六日から。

国民年金相談

相談日　七月十五日（金）午前十時～午後一時三十分

場所・問い合わせ先　区役所二階国民年金課

離乳食講習会

日時　七月十四日（木）午後一時三十分

費用　無料

場所・申込先　足立保健所（☎八四〇―五一四一）

※当日、母子手帳をお持ちください。テキストを差しあげます。

ご応募ください　東京都統計グラフコンクール

統計思想の発展と、統計の表現技術の向上を図るため、小・中・高校生や一般都民の方の作品（自分で創作したもので、課題は自由）を募集します。

締切期限　九月八日（木）

くわしくは、東京都統計協会（☎二二二―五一一一内線二二二九）へ。

税務職員を募集

試験日　十月二日（日）

試験内容　国家公務員採用初級試験（税務）

資格　昭和三十二年四月二日～三十五年四月一日までに生まれた男子

申込受付期間　七月十三日（水）～七月二十二日（水）

申込受付場所　人事院関東事務局（千代田区大手町一―三―三）

問い合わせ先　足立税務署（☎八八一―六二四一）・西新井税務署（☎八四〇―一一一一）

お貸しします　土盛資金

地盤沈下等で降雨時に家屋が浸水しやすいため土盛工事をする方に資金の一部をお貸しします。ご利用ください。

くわしくは、環境課管理係へ。

きいてみませんか　第一回足立区民コンサート

日時　七月二十三日（土）午後二時・午後四時・午後七時

日（日）午前十一時・午後二時

場所　区文化会館

入場料　大人…千五百円　子供…千円（全自由席）

問い合わせ先　新星日本交響楽団（☎九八五―四八三六）

※なお、入場券は区内主要楽器店にあります。

登記無料相談

日時　七月二十七日（水）午後一時

場所・問い合わせ先　東京司法書士会城北支部（葛飾区小菅四―二〇―二二　吉田ビル一階）（☎六〇二―八六八六）

お礼　育英資金として、次の方から寄付がありました。

▽島村乙彦さん（大田区久ケ原六―二四―四）

▽普友会代表・白井菊江さん（綾瀬二―二二―一〇）

訂正　六月二十日号の「区営プールが開設します」の記事中誤まりがありましたので訂正します。

（誤）コインロッカー使用料として一回十円。

（正）コインロッカーは一回十円ですが、リターン式ですので、使用後はお金が元に戻ります。

昭和51年度足立区財政状況（下半期）の公表から

財源不足に対応して 予算を効率的に執行

本区財政の実態を区民の皆さんに正しく理解していただき、より一層のご協力をお願いするために財政状況の公表を毎年2回、6月と12月に行なっています。今回は、昭和51年10月1日から昭和52年3月31日（昭和51年度下半期）までの財政状況をお知らせします。

保木間にできる総合体育館

昭和51年度予算の執行状況

◆一　般　会　計

昭和51年度予算は、前回公表しましたとおり、深刻な財源不足と増大する行政需要という大きな課題をかかえ「やりくり型予算」として編成し、昭和51年9月30日現在で530億2,716万円を計上し、執行してきました。その後下半期に入りまして、2回にわたり予算の補正を行ない、昭和52年3月31日現在の最終予算額は576億6,189万円で前年度同期にくらべ56億5,444万円増加し、その伸び率は10.9%となっています。

下半期の補正予算の歳出について簡単にご説明しますと次のとおりです。

◎補正予算第4号（昭和51年12月23日議決）
……33億5,942万円

〔主な内容〕開発公社業務委託費の追加／心身障害者福祉措置費の追加／竹の塚センター（仮称）建設（設計委託費）／老人福祉センター建設（設計委託費）／児童の保育委託費の追加／区立保育園の管理運営費の追加／学童保育室設置／生活保護法による扶助費の追加／公衆便所設置／学校植樹の追加／さくら植樹／保健センター（仮称）建設（設計委託費）／道路応急修繕費の追加／公共溝渠浚渫費の追加／排水場防塵機設備改修／公共下水道枝線工事費の追加／扇一丁目公園（仮称）用地購入／伊興公園（仮称）造成（設計委託費）／就学困窮児童・生徒の扶助費の追加／学校施設建設費の追加／私立幼稚園児等保護者負担軽減費の追加／公私立幼稚園就園奨励費の追加／青少年非行化防止運動経費／平野運動場テニスコート工事費／総合体育館建設資金積立金の追加／特別区債元利償還金の追加

◎補正予算第5号（昭和52年3月14日議決）
……12億7,531万円

〔主な内容〕公共施設建設資金積立金の追加／庁舎建設資金積立金／養護・特別養護老人ホーム措置費の減／老人医療助成費の減／老人福祉手当の減／ねたきり老人家政婦派遣事業費の減／在宅重度心身障害者福祉手当の減／大谷田老人館（仮称）建設費（児童館併設）の減（初度調弁費）／栗原西・小台老人館（仮称）建設費（児童館併設）の減（設計・地質調査委託費）／老人福祉センター建設費の減（設計委託費）／児童手当の減／児童の保育委託費の減／区立保育園の管理運営費の減／国民年金印紙購入費の追加／公害健康被害補償事業費の減／公共下水道枝線工事費の追加／学校施設建設費の減／公私立幼稚園就園奨励費の減／総合体育館建設資金積立金の追加

■歳入歳出予算の執行状況

次に、この予算の執行状況をみますと、予算現額576億6,188万6千円に対し、歳入で532億9,330万4千円が収入され、収入率92.4%、歳出では501億6,932万7千円、87.0%支出しています。

科目別収支状況は、表Ⅰ、表Ⅱ、図Ⅰ、図Ⅱのとおりです。

表Ⅰ 昭和51年度一般会計歳入予算執行状況
52.3.31 現在

科目(款)	予算現額	A 構成比	収入額 B	収入率 B/A×100
	千円	%	千円	%
1 特別区税	11,550,913	20.0	10,533,142	91.2
2 自動車重量譲与税	317,622	0.5	298,697	94.0
3 自動車取得税交付金	756,019	1.3	686,837	90.8
4 交通安全対策特別交付金	95,887	0.2	95,887	100.0
5 特別区交付金	21,964,371	38.1	22,044,371	100.4
6 分担金及び負担金	497,720	0.9	463,243	93.1
7 使用料及び手数料	297,654	0.5	303,967	102.1
8 国庫支出金	11,160,024	19.4	10,316,678	92.4
9 都支出金	2,711,044	4.7	2,406,402	88.8
10 財産収入	113,735	0.2	114,856	101.0
11 寄付金	95,892	0.2	114,728	119.6
12 繰入金	1,318,535	2.3	1,316,562	99.9
13 繰越金	805,822	1.4	805,823	100.0
14 諸収入	4,064,426	7.0	3,679,154	90.5
15 特別区債	1,802,099	3.1	0	0.0
16 地方道路譲与税	110,123	0.2	112,957	102.6
歳入合計	57,661,886	100.0	53,293,304	92.4

表Ⅱ 昭和51年度一般会計歳出予算執行状況
52.3.31 現在

科目(款)	予算現額	A 構成比	支出額 B	支出率 B/A×100
	千円	%	千円	%
1 議会費	449,860	0.8	438,570	97.5
2 総務費	8,127,059	14.1	5,156,015	63.4
3 民生費	20,128,807	34.9	19,514,231	96.9
4 産業経済費	228,172	0.4	215,261	94.3
5 環境衛生費	3,208,514	5.5	2,877,046	89.7
6 土木費	7,886,366	13.7	5,966,284	75.7
7 教育費	15,262,065	26.5	13,699,290	89.8
8 公債費	2,314,054	4.0	2,298,041	99.3
9 諸支出金	4,589	0.0	4,589	100.0
10 予備費	52,400	0.1	0	0.0
歳出合計	57,661,886	100.0	50,169,327	87.0

図Ⅰ　昭和51年度一般会計予算現額と構成比（52.3.31 現在）

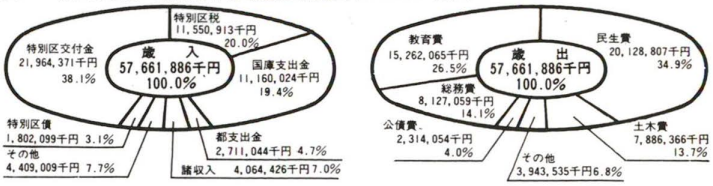

◆国民健康保険特別会計

この会計は、被保険者が負担する保険料と国および都の支出金などを財源として、療養給付や高額療養費などの保険給付および保健施設の運営などを行なっています。

昭和51年9月30日現在の予算額は94億1,032万円でしたが、下半期に2回補正を行ないました。その結果、昭和52年3月31日現在、105億890万円で前年同期にくらべ20億8,925万円の増、伸び率は24.8%となっています。

この予算の執行状況は、歳入で97億6,288万8千円が収入され、収入率92.9%、歳出では84億9,642万1千円、80.8%支出しています。

図Ⅱ　昭和51年度一般会計予算執行状況（52.3.31 現在）

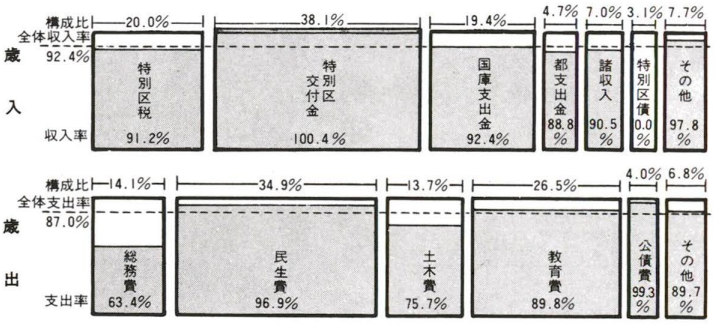

◆用地特別会計

住区施設（児童館・老人館・集会施設）、児童遊園、保育園などの公共施設建設用地を取得するための会計です。

昭和51年9月30日現在の予算額は2億50万円となっていましたが、下半期に1回補正を行ない、昭和52年3月31日現在2億243万円となりました。

この予算の執行状況は、2億238万8千円が収入され、収入率100.0%、支出額は1億8,996万6千円、支出率93.8%となっています。

区民負担の概況

昭和52年3月31日現在の特別区民税の区民負担額の概況および推移は、次のとおりです。

年度	区民税調定額	世帯数	一世帯あたり負担額	人口	一人あたり負担額
	千円	世帯	円	人	円
昭和51年度	9,764,910	199,244	49,010	614,213	15,898
昭和50年度	7,864,044	196,454	40,030	609,793	12,896
増(△)減	1,900,866	2,790	8,980	4,420	3,002
増(△)減率	24.17%	1.42%	22.43%	0.72%	23.28%

（注）区民税調定額は3月末日現在、世帯・人口は足立区世帯人口調による賦課期日（1月1日）現在数です。

区民税負担のうつりかわり

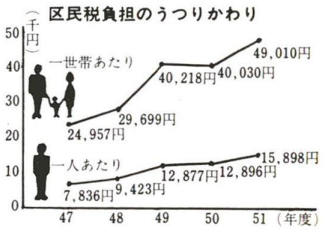

財産・公債および一時借入金

◆区　有　財　産

昭和52年3月31日現在で区が所有している財産は、下表のとおり980億9,514万9千円です。これを昭和52年4月1日現在の区の人口62万382人、世帯数20万2,908世帯で割ってみますと、一人あたり15万8,121円、一世帯あたり48万3,446円となります。

区有財産の現況

区分		金額	備考
		千円	
公有財産	土地	59,326,370	庁舎、学校等の敷地
	建物	32,720,152	庁舎、学校等の建物
	工作物	3,011,602	門、貯水槽等
	立木・竹	270,037	
	株券等	39,293	株券、電話債券等
基金		1,717,455	中小企業融資基金等
物品		1,010,240	一点につき30万円以上の物品
計		98,095,149	

◆公　　債

昭和52年3月31日現在における公債の総額は、137億2,562万4千円で、その内訳は次のとおりです。

民生債	16億8,163万3千円
環境衛生債	5億8,690万0千円
土木債	23億　280万0千円
教育債	91億5,429万1千円

◆一時借入金

年度の途中で、一時的に現金が不足することがあり、収入があるまでの支払資金として、市中銀行などから借り入れることがあります。

本区では、一般会計で15億円を限度として借り入れることができますが、昭和52年3月31日現在借り入れをしていません。

繰越予算の執行状況

繰越明許費執行状況（52.3.31 現在）

科目(款)	予算額	支出額	支出率
	千円	千円	%
土木費	365,510	365,510	100.0
教育費	311,609	309,123	99.2
計	677,119	674,633	99.6

昭和50年度予算のうち、昭和51年度に繰り越された予算（昭和50年度繰越明許費）は33事業6億7,711万9千円あり、その執行状況は前表のとおりです。

東京都執行委任予算

この予算は、都の事務事業の一部を、都知事から区が委任を受けて執行しているものです。

そのおもな内容は、区立小・中学校教職員の給与費、失業対策事業費、母子福祉資金貸付金などで、昭和52年3月31日現在の執行委任額および執行状況は次のとおりです。

執行委任額および執行状況（52.3.31 現在）

科目	執行委任額	支出額	支出率
	千円	千円	%
一般会計	14,431,525	14,382,872	99.7
民生費	70,459	63,211	89.7
公害対策費	127	59	46.5
労働費	214,368	208,967	97.5
教育費	14,146,571	14,110,635	99.7
母子福祉貸付資金会計	12,226	10,526	86.1
貸付費	12,226	10,526	86.1
計	14,443,751	14,393,398	99.7

S.N.T 216,000